

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで
② 昭和 51 年 8 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際に支給されていた報酬額よりも低額であるが、これは社会保険事務所（当時）の不手際が原因であるので、実際に支給されていた報酬額に見合うよう、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これら標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した申立期間①及び②に係る給料支給明細を見ると、報酬から控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額又は低額の保険料であることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象には当たらない。

また、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間①及び②において、A社の代表取締役であったことが確認できる上、同社の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当す

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月から 33 年 3 月まで

私は、昭和 29 年 3 月から 33 年 3 月まで、A授産場（又はB授産場）に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた事業所は市町村役場（又は市町村社会福祉協会）が運営していた旨を主張しているところ、当該市町村役場からは、「当時の資料によると、申立人が記憶する所在地に、当市が運営する「授産場」が存在していたようである。」旨の回答が得られたことから、申立人が主張する事業所は、当該授産場であったことがうかがわれる。

しかし、当該市町村役場が運営する「授産場」の正式名称は不明である上、オンライン記録によると、申立人が事業所の名称として記憶するA授産場（又はB授産場）は、申立期間及びそれ以外の期間も含めて、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、当時の同僚について、姓のみしか記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできない。

さらに、オンライン記録等によると、A授産場（又はB授産場）と名称が類似し、かつ申立期間の頃において厚生年金保険の適用事業所とされる複数の事業所は、いずれも申立人が記憶する所在地には存在していなかったことが確認できる上、申立期間当時、当該複数の事業所での厚生年金保険被保険者の中には、前述の姓の者は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申

立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月から 9 年 3 月まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が要因も無いにもかかわらず減額（12万6,000円）されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準報酬月額は、15万円以上であったと思う。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人のA社での標準報酬月額は、平成7年11月の随時改定により、15万円から12万6,000円に減額されていることが確認できるところ、当時の複数の同僚からは、「当時、申立人は会社を時々休んでいた。」旨の供述が得られた上、同社の事業主（申立期間当時は、理事）からは、「当時、申立人は欠勤が多く、業務を十分に遂行できる状態に無かったこと等から、給与を12万円ぐらいに引き下げた。」旨の供述が得られた。

また、申立人も、「平成5年ぐらいからは、毎日、仕事の合間を見て通院しており、8年6月5日からは約1か月間入院していた。このような状態であったため、仕事を十分に行うことができない時期があった。」旨を供述している。

さらに、オンライン記録によると、前述の随時改定については、平成8年9月3日付けで遡及処理されていることが確認できるところ、当時の事務担当者は、「随時改定が遡及して処理されていることについては、算定基礎届時の調査において、社会保険事務所（当時）から指導されたものと思う。」旨を供述している上、申立人以外の同僚も、当該処理日において同様に遡及処理（平成7年11月から随時改定）されていることが確認できることから、

当該遡及処理については、適正な処理であったものと推認できる。

なお、申立人の申立期間のうち、前述の随時改定の処理日までの期間については、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料納付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における報酬月額は、オンライン記録どおり、標準報酬月額12万6,000円に見合う額であったと考えられ、平成8年9月3日に行われた申立人の標準報酬月額に係る随時改定は、有効な処理であったものと認められる。

したがって、申立期間における申立人の標準報酬月額として認定される額は12万6,000円であり、当該額はオンライン記録の標準報酬月額と一致することから、記録訂正する必要は認められない。